

新START後の核軍備管理と米中口

戸崎 洋史

Tosaki Hirofumi

[要旨]

2026年2月の新START失効により、半世紀に及ぶ米ロ（ソ）核軍備管理は事実上の終焉を迎えた。この停滞の背景には、米国の力の相対的低下と中口の台頭という国際システムの構造変化、ならびに中国の急速な核戦力近代化がある。三極間の核バランスは構造的に不安定であり、また戦略的含意を持つ兵器の拡大は抑止の計算をいっそう複雑化させる。核軍備管理を通じた利益の調整や共通の利益の収斂も極めて困難な状況にある。核軍備管理の再活性化が難しいなかで、まずは軍備管理を単なる兵器削減の枠組みではなく、対話や学習を伴う継続的な「政治的プロセス」として捉え直す必要がある。日本は抑止力強化と軍備管理をシームレスに捉え、中国を含む核兵器国との意味ある継続的な対話を追求することが求められる。

はじめに

米国とロシアの間に残った最後の核兵器削減条約であり、現地査察を含む詳細な検証・監視措置の下で両国がそれぞれ配備戦略核弾頭数を1550発、配備戦略核運搬手段を700基、配備・非配備戦略核運搬手段を800基に削減することを義務付けた新戦略兵器削減条約（新START）が2026年2月5日に失効した。本稿執筆時点（2026年2月7日）で、両国はその後継条約や暫定的な措置にも合意せず、あわせて世界の核兵器の9割を保有する米ロの核戦力を管理・削減し、国際的な核軍備管理体制の中核も担ってきた米ロ（ソ）核軍備管理は、1972年の弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABM条約）および戦略兵器制限暫定協定（SALT I）締結から半世紀を経て、（ひとまず）事実上の終焉を迎えた。

新STARTの失効に際して、ロシア外務省は声明で、「われわれは新STARTの締約国が、条約の核心的規定を含むいかなる義務や対称的な宣言にももはや拘束されず、原則として次のステップを自由に選択できるものとみなす」としつつ、「協力のための適切な条件が整えば、平等かつ相互に有益な対話による解決を基盤として、戦略的状況を包括的に安定化させるための政治的・外交的手段を模索する用意が依然としてある」とも述べた⁽¹⁾。他方、トランプ（Donald Trump）米大統領はSNSで、「新START（米国が拙く交渉した協定であり、ほかのあらゆる問題に加え、著しく違反されている）を延長するよりも、将来にわたって長く持続可能な、新しく改良され近代化された条約にわれわれの核専門家を取り組ませるべきだ」⁽²⁾との考え

を示した。また、新START失効後も双方が少なくとも6ヵ月間は条約の条項を遵守すること、その期間中に新たな合意に向けた交渉を行うことといった合意に向けて米中口が調整しているとも報じられた³⁾。

しかしながら、その先行きは決して明るいとは言えない。米中核軍備管理終焉の根底には、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降の深刻な米中関係悪化といった一時的な事象以上に、力の移行（power transition）——米国の力の相対的低下と中口の台頭——に伴う国際システムの変容と、これに起因する戦略的競争の激化という構造的要因がある。なかでも、力と核の両面で大国として台頭してきた中国の存在が核軍備管理の構図に不可避に影響を及ぼしている。その米中口という3つの大国は、核抑止力の政治的・軍事的重要性を強く（再）認識している。戦略環境の流動性および不確実性、さらには核兵器の使用可能性が高まる状況では、核抑止力への依存が強まるからこそ、抑止関係に「ガードレール」を設け、核リスクの低減や抑止関係の安定化を図る核軍備管理の役割も増すはずである。しかしながら、現実には核軍備管理の停滞、さらには逆行が進み、その必要性が最も高い時に機能不全に陥るというパラドックスに直面している。

本稿では、核軍備管理の役割と冷戦期・冷戦後の米ソ／米中核軍備管理の展開を振り返ったうえで、ポスト冷戦後の核軍備管理の停滞・逆行とそこでの米中口の動向について、国際システムの変容、核のバランス、各国の利害計算、および核軍備管理の「武器化」の観点から考察することとしたい。

1 核軍備管理の役割と米中口（ソ）

無政府状態の国際社会において、国家の独立や国民・領土の安全を究極的に保障するのは自国が保有する軍事力である。しかしながら、安全保障は他国との相互作用を伴う営みであり、自国の軍事力だけに焦点をあてた安全保障政策は、例えば潜在的・顕在的な敵対国との間に安全保障ジレンマを惹起して安定性や予見可能性を低下させ、あるいは誤解・誤算による偶発的事態勃発の可能性を高めるなど、逆に安全保障を損ないかねない。

敵対国間での軍事にかかる協力的措置と定義される軍備管理⁴⁾は、軍事力がもたらしうる負の影響の緩和・抑制を主眼に講じられる外交的措置である。核問題に引き付けて考えると、核保有国が核抑止力を国家安全保障の根幹に位置付け、当面は核兵器廃絶の実現可能性も低いなかで、核軍備管理は、核抑止関係に安定性と予見可能性をもたらし、意図的・偶発的な核兵器使用や核軍拡競争を防止し、あるいは紛争勃発時にも損害規模を抑制することが主たる目的と想定されてきた。その意味で、核軍備管理は核抑止政策（さらにはその上位にある国益や安全保障戦略）から派生する補完的措置であり、核抑止政策に先行して自律的に形成されるわけではない。しかしながら、いったん合意された核軍備管理措置は、核戦力の構成や抑止態勢などに関する当事国の行動を一定程度拘束し、その後の核抑止政策を方向付ける制度的枠組みとして機能しうる。

そうした核軍備管理を冷戦期に主導したのは、力と核の両面で超大国として君臨した米ソであった。両国は二国間でホットライン協定、核事故防止協定、ミサイル発射事前通報制度

などの核リスク低減措置、そしてABM条約、SALT I、戦略兵器制限条約（SALT II、未発効）、中距離核戦力全廃条約（INF条約）および戦略兵器削減条約（START）という両国の核戦力の制限・削減を定めた条約を締結した。米ソは、多国間の部分的核実験禁止条約（PTBT）や核兵器不拡散条約（NPT）の策定も主導した。これらの核軍備管理は、1962年のキューバ危機で全面核戦争の深淵を覗いた米ソが、勢力圏やイデオロギーをめぐって厳しく敵対するなかでも全面核戦争による共倒れの回避を共通の利益と認識し、この目的のために相互確証破壊（MAD）状況を制度化して危機における安定および軍拡競争にかかる安定からなる戦略的安定を保全すべく構築した、二極構造下の秩序管理の取り組みであった。

ソ連の崩壊により冷戦が完全に終結すると、唯一の超大国となった米国の核軍備管理に対する優先順位と目的は変容した。米国は、ロシアを含む旧ソ連諸国の核兵器の管理に大統領核イニシアティブ（PNI）、ブダペスト覚書、協調的脅威削減計画（CTR）などにより対処しつつ、自国に敵対的な地域諸国への核兵器拡散を防止すべく、NPT無期限延長や包括的核実験禁止条約（CTBT）締結を強力に主導した。他方、米ロはSTART II（未発効）、戦略攻撃能力削減条約（SORT）および新STARTを締結し、配備戦略核戦力の削減を続けたが、冷戦終結に伴う国際システムの変動は二国間核軍備管理の性格も変容させた。戦略的安定の礎石とされたABM条約から米国が2002年に脱退し、SORTや新STARTでは個別誘導複数弾頭（MIRV）化大陸間弾道ミサイル（ICBM）——ソ連／ロシアの戦略核戦力の主軸であり、戦略的安定を阻害するとして米国主導でSTART I・IIにおいてそれぞれ制限・禁止が規定された——の保有が容認されたことに象徴されるように、MAD状況の制度化という目的は後景に退いた。これにかわって米ロ核軍備管理は、両国の広範な利益や期待を相互に調整・保証するといった関係管理のための「触媒」としての性格を強めていった⁵⁾。

2 国際システムの変容と米ロ核軍備管理の終焉

2011年2月の新START発効後、2010年代半ばより顕在化し、2020年代に急速に激化した力の移行とこれに伴う戦略的競争というシステムレベルの変容は、ユニットレベルの核軍備管理をめぐる動向にも強く作用した。安全保障環境が悪化し、米中ロを含む核保有国とその同盟国が核抑止力の重要性を（再）認識するなかで、米ロ核軍備管理は再び、安全保障とそこでの核抑止関係が中心的な論点になっていった。

その先鞭をつけたのがINF条約問題であった。ロシアは以前から条約違反が疑われていたが、米国は2014年に、ロシアによる地上発射型中距離巡航ミサイル（GLCM）の保有・製造・発射実験というINF条約違反を初めて公式に指摘した。ロシアの条約違反には、北大西洋条約機構（NATO）の通常戦力に対する劣勢、ならびに条約締約国ではない中国など周辺諸国による中距離ミサイルの増強を背景に、中距離ミサイル取得への動機を強めたことが要因として考えられた。ロシアは一貫して条約違反を否定したものの、不遵守の指摘を覆す十分な説明を行わず、米国は対抗措置として2019年8月にINF条約から脱退した。他方で米国の脱退にも、中国や北朝鮮などを念頭に、INF条約で禁止されたミサイル（INF級ミサイル）を保持して戦域レベルでの抑止力を強化したいとの狙いがうかがえた。ロシアはその後、米国

との相互性を条件にINF級ミサイルの配備モラトリアムを一方的に宣言したが、2024年11月に新型のオレシュニクMIRV化中距離弾道ミサイル（IRBM）を「実験的」と称してウクライナ攻撃に使用し、2025年8月には米国による欧州・アジアでの中距離ミサイル配備推進によってモラトリアムを維持する条件が消滅したと表明した。

この間、新START延長問題も動揺した。条約の当初の期限は2021年2月であったが、第1期トランプ政権は核軍備管理（協議）への中国の参加を期限延長の条件に含める一方、積極的に延長の実現を模索したわけではなかった。条約の5年間延長は、続く2021年1月のバイデン政権発足直後によりやく米ロ間で合意された。しかしながら、翌年2月のロシアによるウクライナ侵攻後、ロシアは米国の対ロ制裁を理由に現地査察を拒否し、米国がこれを2023年1月に新STARTの不遵守と認定すると、ロシアは2月にウクライナ支援など米国の敵対的な政策を理由に挙げて条約の履行停止を一方的に決定した。その際にロシアは、検証・監視措置やデータの交換などは行わないが、戦略核弾頭・運搬手段の数的制限にかかる義務は遵守するとした。しかしながら、米務省は2024年の報告書で、ロシアが検証・監視措置を停止したことで数的制限にかかるロシアの遵守状況を確認できなかったと結論付けた⁽⁶⁾。

新STARTに再延長の規定はなく、2026年2月5日で失効することから、その期限を見据えた米ロの対応が注目された。ロシアは、米国が「既存の抑止力の均衡を毀損あるいは攪乱するような措置を控える場合にのみ実現可能」⁽⁷⁾といった条件を付しつつ、新STARTで規定された戦略核戦力の数的制限を1年間延長するよう提案した。これに対して、2025年1月に就任した2期目のトランプ大統領は、「ロシアや中国との取り組みを試みていることのひとつは非核化（denuclearization）」⁽⁸⁾だと述べ、新START延長の模索にも言及したが、積極的に追求することはなかった。また、トランプ大統領は、ロシアや中国からのミサイル攻撃も対象に含む「ゴールデン・ドーム」米本土ミサイル防衛構想を打ち出すなど、「力による平和（peace through strength）」を標榜した。合意形成に向けた実務的な対応や交渉の場が設けられることはなく、後継枠組みも暫定措置も合意されないまま新STARTは失効した。

上述のような米ロ核軍備管理の動向には、力と核の両面で急速に台頭してきた中国の存在が直接・間接に影響を及ぼしていた。NPT上の5核兵器国のなかで唯一核兵器の削減を行ったことがない中国は、1000発を超える核・通常両用の中距離ミサイルを保有するとともに、戦略核三本柱（ICBM、潜水艦発射弾道ミサイル〔SLBM〕、戦略爆撃機）の近代化を積極的に推進している。中国の核弾頭数は2020年の300発程度から2025年には600発にまで増加したと見積もられ⁽⁹⁾、米国は中国が2030年までに運用可能な核弾頭を1000発以上保有する可能性を指摘する⁽¹⁰⁾。また、中国はほかの4核兵器国と異なり、核弾頭に用いる兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言しておらず、民生用として開発・建設を進める高速増殖炉および再処理施設を兵器用核分裂性物質の生産に利用する可能性も懸念されている。

こうした動向を受けて、米国では戦略的連携を深める中ロという「2つの同等な競合国（two peer competitors）」への抑止態勢をいかに再構築するかが喫緊の課題となっていった。超党派の「米国の戦略態勢に関する議会委員会」最終報告書（2023年）では、新STARTで規定された規模を超える配備戦略核弾頭数の増加を検討する必要があるとも論じられた⁽¹¹⁾。新

STARTの数的期限にかかる1年延長案にも、米国が中口を同時に抑止する能力を損なうといった反対論がみられた⁽¹²⁾。

また、米国では、新START後の核軍備管理には中国の関与が不可欠だとの議論が強まり、米国政府も第1期トランプ政権以降、中国に二国間あるいは米中口での核軍備管理（協議）への参加を呼びかけてきた。しかしながら、中国は、「最大の核戦力を保有する国は、核軍縮に対する特別かつ主要な責任を果たし、検証可能で不可逆的かつ法的拘束力のある方法で核兵器を大幅かつ実質的に削減し続け、完全かつ徹底的な核軍縮のための条件を整えるべきである」⁽¹³⁾ といった主張を繰り返し、参加を拒否してきた。ロシアも、中国の参加には反対はしないものの、NATOの英仏を加えた5核兵器国で協議すべきだと主張し、米国をけん制した。

3 戦略的競争下での核のバランス

中国が力と核の両面で米口に比肩する大国としての地位を確立していくとすれば、その中国を含む3カ国を主軸に核軍備管理を再構築していく必要がある。その難題のひとつが、3カ国間の核のバランスである。核軍備管理は、当事国の核戦力や核態勢に制約を課すことで、核のバランスを一定程度固定化するものとなる。米中口による核軍備管理措置の成立には、これら3カ国がそうした核のバランスへの明示的あるいは暗黙の了解が必要になるが、戦略的競争が激化し、力・核のバランスも流動的な状況では、自国に有利なバランスの確立、あるいは不利なバランスの回避が重視され、合意の可能性は低下する。

中口は、米国による核軍備管理の提案を、中口の核戦略に制限を課すことで米国の優位を固定化する試みであると考え、また対米劣位の是正を企図して核戦力近代化を積極的に推進してきた。ロシアは既存の核軍備管理を、米国が自国の優位を維持すべく策定し、ロシアの力が弱いときに押し付けた不当な制約だとも考えている⁽¹⁴⁾。中国も核軍備管理について、米国などが中国の能力に制約を加えて戦略的劣勢を強いるものであり⁽¹⁵⁾、さらに核軍備管理の失敗の責任を中国に転嫁するための外交的手段だとも捉えている⁽¹⁶⁾。他方で米国は、自国が核軍備管理条約に拘束され、中口に比して抑制的な核戦力近代化を続ける間に、中口は積極的に核戦力の拡充を進めたことで核のバランスが自国に不利に傾きつつあると考えており、なかでも「2つの同等な競合国」を同時に抑止しうる抑止態勢の構築が課題となるなかで、中国の参加を欠く核軍備管理では中口に対する劣勢を強いられかねないと懸念している。

上述のような懸念が生じないように、米中口が当事国となる核軍備管理では、これら3カ国間の核のバランスを注意深く反映する必要がある。しかしながら、三極の核バランスは構造的に不安定である。3カ国間では、いずれかの当事国がほかの2カ国の連携に対しても不利にならない核戦力（少なくとも、先制攻撃を受けてもほかの2カ国に対して確実な第二撃を敢行する能力）の保全を図るであろうが、これを3カ国が同様に行えば、少なくとも数的観点での核バランスは成立しえない。また、米ソ（ロ）核軍備管理では、MAD状況という核エスカレーションの帰結を核のバランスの基準としつつ、これを核戦力にかかる（おおまかな）均衡（parity）に変換して条約が策定されてきたが、3つの核大国間では、先制攻撃に対して残存する報復能力で第二撃を敢行した後に、第三の大国から核攻撃を受ければさらなる報復攻撃を

発動しえない可能性がある。3カ国がそれぞれ相当の規模の核戦力を保持しなければ、3カ国間ではMAD状況、あるいは相互脆弱性の状況は成立しえない⁽¹⁷⁾。

また、米中口が戦略レベルだけでなく、戦略的競争の最前線でもある北東アジアや欧州などの地域レベルでの抑止態勢をも重視するなかで、域内での地域諸国を交えた抑止のバランス、ならびにそこでの地域抑止態勢の強化は、ほかの大国やほかの地域の核のバランスにも直接・間接に影響を及ぼしうる。これらも視野に入れた米中口における核のバランスの算定と、核軍備管理の構築は容易ではない。

米中口が異なる脅威認識や戦略目標を反映して、それぞれに異なる核戦力構成を有していることも核バランスの計算を難しくする。米国の核戦力が（少なくとも現状では）戦略核三本柱に限定される一方で、ロシアは戦略核三本柱に加えて長距離核魚雷や原子力推進巡航ミサイルといった「エキゾチック」な核運搬手段、ならびに極超音速ミサイルなど多様な運搬手段を開発・取得してきた。中国も、信頼性の高い戦略核三本柱の構築を推進するとともに、充実した中距離ミサイル戦力を保有し、極超音速ミサイルや部分軌道爆撃システム（FOBS）の開発も進めているとみられている。

核バランスの計算をさらに複雑化させるのが、核・通常戦力の「絡み合い（entanglement）」の深化であり、核戦力だけでなく発展する通常戦力、ミサイル防衛、宇宙・サイバー能力といった戦略的非核戦力が抑止態勢に統合されてきた⁽¹⁸⁾。ミサイル防衛など主要な戦略的非核戦力は拒否的抑止の強化に資するが、そのターゲットとなる敵対国は、報復能力の無効化を回避すべくその質的・量的強化への誘因を高めかねない。

戦略核戦力に焦点をあてることで一定の戦略的安定を実現できた米中口（ソ）核軍備管理に対して、ポスト冷戦後の米中口による軍備管理では、非戦略核戦力や戦略的非核能力を含めた包括的なアプローチが必要になりうる。しかしながら、そうしたトータルな抑止バランスの計算は指数関数的に複雑化し、これを織り込んだ核軍備管理の制度設計の難度も極めて高くなる。戦略的含意を持つ抑止能力の多様化が進むなか、「指導者たちに対して、エスカレーションを伴う戦争において互いに勝利を収めることは不可能であり、むしろ関係の安定化に向けて相互に協力すべきであると確信させるような『軍事力のバランス』がいかなるものかを判断することは、極めて困難になっている」⁽¹⁹⁾。

4 相対的利益の低下

力の移行に伴う戦略的競争は、核軍備管理をめぐる大国の利益計算にも影響を与え、その停滞・逆行を助長してきた。核軍備管理措置の合意形成には、参加による利益の享受または少なくとも既存の利益の保全を確信できること、予見される不利益の低減・回避が可能であること、あるいは不参加が受忍しえない不利益をもたらすことといった認識が、当事国間で収斂していくことが要件のひとつとなる。しかしながら、現在の戦略的競争は、米中口が核軍備管理への参加によって得られる利益は不確実である一方、不参加に伴う不利益は相対的に小さくなり、むしろ不参加が戦略的利益ともなりうる状況をもたらしている。

力の移行は、現状維持勢力の米国と現状変更勢力の中口との間で相対的利益をめぐる競争

を激化させてきた。その過程で、妥協の余地が極めて小さい中核的な国益を一部犠牲にしても、冷戦期の米ソが共有した「全面核戦争による共倒れの回避」といったような何らかの共通の利益を米中口が見出せるかはわからない。3カ国間の力・核のバランスを含む戦略環境が流動的で、利益・不利益の認識もそれに伴い変動しうることも、共通の利益の収斂や利益の調整を難しくしている。

米中口には核軍備管理に参加しない「合理性」もある。ロシアにとって、核軍備管理への違反や不参加がもたらす国際社会からの実質的な不利益は限定的である。むしろ、ロシアは核軍備管理を対米関係における政治的レバレッジとしても活用してきた。中国にとっても、核軍備管理に拘束されることなく核戦力近代化を推進することが明確な利益となっている。

その中国は、透明性の向上に一貫して消極的である。日米など西側諸国は、核戦力や運搬手段の種類・数、あるいは核戦力近代化の今後の具体的計画などの情報を明らかにしない中国に、そうした能力面（兵器用核分裂性物質の生産状況を含む）での透明性の向上を求めてきた。これに対して中国は、「現在の国際安全保障情勢を踏まえると、意図と政策の透明性が最も実践的な意義を持つ」⁽²⁰⁾と強調する一方で、核兵器国間には核戦力の規模や核政策、安全保障環境に大きな差異があり、「透明性にかかる優先順位は国ごとに異なりうる」とし、核兵器国に一律・無差別に核の透明性義務を課すことは「一部の国の戦略的優位性を強め、他国の安全保障利益を損ない、世界の平和と安定には寄与しない」⁽²¹⁾と主張している。

中国の能力面での不透明性は、抑止にかかる計算を複雑化させて不確実性を高めることで、米国に比して数的に劣勢な核戦力での抑止効果の維持を企図したものである。ただ、そうした中国の政策は、同時に中国が重要だと論じる意図・政策にかかる透明性への疑念を増幅させるものにもなっている。中国は1964年の初の核実験以来、国家安全保障に必要な最小限の核戦力の保持、ならびに核兵器の先行不使用（NFU）を一貫して宣言してきた。しかしながら、中国の急速な核戦力の数的増加、なかでも脆弱性が高く先制攻撃への誘因を高めやすいとされる固定式ICBMの増強が続くなかで、そうした宣言政策の信憑性を低下させている。現状では、中国は能力面での不透明性の維持が、透明性向上を上回る利益をもたらすと考えている。

米国についても、核軍備管理が常に安全保障利益となるわけではない。例えば、米国のミサイル防衛が敵対国との抑止関係、さらには国内政治の文脈で重視されるなかで、ミサイル防衛の制限に関するロシアの提案には一貫して反対してきた。また、敵対国との「協力」としての軍備管理が伴う政治的コストも無視しえない。譲歩を伴う合意は、他方に「弱さ」「宥和」とみなされうる。米中間の相互脆弱性の公認に米国が消極的である理由の一端もここにある。米中が実態としては相互脆弱性の状況にあるとしても、これを公認し、あるいは軍備管理を通じて制度化すれば、中国が米国の衰退と後退というシグナルだと認識し、一方的な現状変更への誘因を高めかねないという懸念が根強いのである⁽²²⁾。

こうしてみると、核軍備管理は現在、合意の合理的妥当性がありながら成立しない制度というよりも、不参加が合理的選択であるために選択されない制度としての性格を強めているように見える。もちろん、米中口にとって核軍備管理の主眼は、他方に制約を課すことを通

じた自国の利益の保全である。これを他方に強制できるだけの力がないのであれば、核軍備管理の構築には共通の利益を見出すか、あるいは利益の調整が必要になる。しかしながら、それによって得られる利益では十分ではない、あるいはむしろ戦略的損失を招くといった認識に変化が生じない限り、少なくとも当面は米中口間で核軍備管理が合意されていく可能性は高くはない。

5 核軍備管理の「武器化」

上述の利益をめぐる問題とも関連するが、核軍備管理を対外的な圧力や交渉カードとして「武器化 (weaponization)」する試みも、核軍備管理の停滞・逆行を助長している。例えば、米国が中国に核軍備管理協議への参加を提案するとき、中国に核軍備管理でも大国として責任ある行動をとるよう求めつつ、核戦力近代化の積極的な推進を含め戦略的競争における中国の行動を正当性の観点からけん制する狙いがある。

核軍備管理の「武器化」は、米国以上にロシアおよび中国に顕著である。ロシアは、新STARTおよびポスト新START問題をウクライナ侵攻と結び付け、米国によるウクライナ支援やロシアに敵対的な政策の放棄を核軍備管理（協議）の条件とするなど、対米批判や自国の目標達成のためのカードとして活用してきた⁽²³⁾。また、ロシアは米国のCTBT未批准を理由に挙げて、2023年11月に条約の批准を撤回したが、ウクライナ支援国に核爆発実験再開への警戒感を与えるとともに、INF級ミサイル配備モラトリアムの撤回と同様に、米国の核軍備管理に対する消極性を印象付けようとする狙いがうかがえた。

中国も、核軍備管理の「武器化」を積極的に展開してきた。例えば、中国は近年のNPT運用検討プロセスで、核軍備管理の停滞・逆行の原因が米国による核戦力近代化計画やミサイル防衛計画などにあると主張し、日本などを念頭に置くとみられる「一部の同盟国」に対しても、米国の拡大核抑止を享受しつつ、中国の脅威を誇張してそのNFU政策も「歪曲し軽視する」といった「二重基準的アプローチ」をとっているとも批判した⁽²⁴⁾。

さらに、中口は核リスク低減措置も「武器化」した。核軍備管理が停滞・逆行し、核兵器の意図的・偶発的な使用可能性への懸念も高まるなかで、相対的に合意へのハードルが低く、必要性は高いと考えられ、日本も参加する非核兵器国のグループであるストックホルム・イニシアティブなどが積極的にその推進を提案したのが核リスク低減であった。5核兵器国も2022年1月の共同声明で、「核兵器国間の戦争回避、ならびに戦略的リスクの低減が最も重要な責務だと考えている」⁽²⁵⁾とした。戦略的競争が激化するなかで、紛争の核レベルへのエスカレーション、あるいは誤解、誤算または事故などによる偶発的な核兵器使用の可能性も高まりつつあるとすれば、それらの防止は敵対国間であっても共通の利益となりうる⁽²⁶⁾。しかしながら、「紛争当事国は単にリスクに直面するだけでなく、それを自ら創出し、操作することで、相手に対する威嚇や抑止を行い、自国の目的を達成しようとする」⁽²⁷⁾。

ロシアの核恫喝を伴うウクライナ侵攻は、まさに核リスクを著しく高める行為であったが、侵攻開始後、米中は両軍の間に衝突回避のためのホットライン (deconfliction hotline) を設置した。また、米中口はそれぞれICBMやSLBMの発射実験事前通告を継続した。こうして限

定的ながら核リスク低減措置が実施される一方で、米英仏と中口の間の対立が激化したこととも相まって、5核兵器国による核リスク低減の取り組みには大きな制動が加わった。ロシアは2024年7月のNPT運用検討会議第2回準備委員会で、米国・NATOが「露骨に敵対的な対口政策を放棄するまで、ロシアにとって西側諸国との戦略対話は意味がない」⁽²⁸⁾と主張し、さらに同年11月には米国やNATOとの間に開設されていたホットラインが使用されていないことを明らかにした。

中国は、「危機時に相手側の通信要求に応じないことは、相手側に圧力をかけ、不快感を表明し、相手側に自らの行動を変えさせるために有効な手段」⁽²⁹⁾ だとして、核リスク低減への消極性を敵対国に対するレバレッジと捉えているとされる⁽³⁰⁾。中国が攻勢に出ている状況、あるいは現状変更を企図している局面においては、危機管理体制や対話の制度化は、むしろ中国の自由な行動を制約する障害ともなりうる⁽³¹⁾。米中間では、2023年11月に軍備管理問題に関する協議が約5年ぶりに開催されたが、米国による台湾への武器売却を理由に、中国は2024年7月にその後の米国との軍備管理協議を拒否した。米国は2024年のNPT準備委員会で、「核兵器国間の危機管理コミュニケーションの確立、弾道ミサイル発射通告の正式化、核指揮・統制・使用にかかる人間による管理 (human-in-the-loop) の維持の約束など、リスク低減のための措置を提案」するとともに、ロシアとともに中国は実質的に関与していないと批判した⁽³²⁾。

核リスク低減との関係で近年、関心と懸念が高まってきたのが、核指揮・統制・通信 (NC3) システムへの人工知能 (AI) の導入がもたらしうる影響である⁽³³⁾。AIの導入は、迅速かつ的確な意思決定を補佐する可能性と同時に、事故や誤認など偶発的な核兵器使用のリスクを高めるといった懸念も強い。米英仏は核兵器使用に関する決定をAIに委ねないとの「明確で強い約束」を行い、米中も2024年11月の首脳会談で、「核兵器使用の決定について、人間による管理を維持する必要性を確認」⁽³⁴⁾ したことは、膠着状況における小さな進展であったが、ロシアはそうしたコミットメントについて明言しておらず、またその後の具体的取り組みも明らかではない。

核リスクの戦略的活用や核リスク低減の「武器化」は、「核兵器国の責任」を軽視したものとさえよう。また、「核戦争に勝者はありえず、核戦争は決して戦われてはならない」⁽³⁵⁾ という原則、あるいは「核のタブー」⁽³⁶⁾ や「核兵器不使用の伝統」⁽³⁷⁾ を弱体化させかねないという規範的側面への影響も看過できない。冷戦期に核軍備管理体制構築の出発点ともなった核リスク低減措置の進展も見通せない状況は、核軍備管理の将来に対する悲観論をさらに強めている。

おわりに

新STARTの失効により半世紀に及んだ米中核軍備管理は事実上終焉を迎え、核軍備管理の停滞・逆行も続いている。こうした状況はNPT体制の正当性を深刻に侵食しつつあり、核兵器国・同盟国とほかの非核兵器国との亀裂は拡大し、NPT第6条に基づく義務への不十分な履行状況に対する非核兵器国の不満もいっそう高まっている。核兵器国にとってNPT体制

の維持が引き続き安全保障利益に資するとすれば、NPTのグランド・バーゲン（核不拡散・核軍縮・原子力平和利用）として、核兵器国は核軍備管理に改めて取り組む必要がある。

しかしながら、核軍備管理の停滞・逆行は一時的な対立の帰結ではなく、力の移行に伴う国際システムの構造変化に起因するものである。既存の核軍備管理体制では多極化する核の状況に適切に対応しえなくなっており、米中ロという3つの大国の力と核のバランスに一定の見通しがつくか、あるいは1962年のキューバ危機のように深刻な核の危機に直面するまで、核リスク低減を含めた核軍備管理の再構築と再活性化が実現するとは言いがたい。当面、米中ロが核軍備管理よりも核抑止力の維持・強化を重視する状況が続くことは避けられないであろう。

そうした状況のなかで、当面の最低限の取り組みとしてなしうることは、核軍備管理を対話、学習、制度構築を伴う継続的な政治的プロセス⁽³⁸⁾として捉え直し、現時点での合意が難しくとも、米中ロを中心に核兵器国（および非核兵器国）が対話や協議を継続し、核軍備管理を再構築する機会とイシューを注意深く探ることであろう。軍備管理における対話の目的は、交渉による合意形成を図ることだけではなく、相互理解と誤解・誤算防止のための恒常的なコミュニケーション・チャンネルを維持することにもある⁽³⁹⁾。

この間、日本は「ヒロシマ・アクション・プラン」などで提案してきた核軍備管理措置が⁽⁴⁰⁾、理想論や過去の遺物ではなく、核兵器やその脅威の低減、さらには核兵器のない世界に向けて、依然として実効的で重要な意味を持つことを、NPT運用検討プロセスをはじめさまざまな場で発信し続ける必要がある。第二次世界大戦後では最も厳しい安全保障・核の脅威に晒されているからこそ、抑止力の強化と軍備管理をシームレスに捉えつつ、中国を含む核兵器国との意味ある継続的な対話——もちろん、そうした対話は「ロシアや中国が協力して共通の利益を守ることを前提に構築されるべきではない」⁽⁴¹⁾——を追求することが、多極化する核時代の危機において、まず日本が果たすべき役割である。

(2026年2月8日脱稿)

[付記] 本稿はJSPS 科研費JP25K04960の研究成果の一部である。

- (1) Ministry of Foreign Affairs of Russia, “Statement of the Ministry of Foreign Affairs of Russia Concerning the Expiration of the Russia-US New START Treaty,” February 4, 2026.
- (2) Donald J. Trump, *Truth*, February 6, 2026, <https://truthsocial.com/@realDonaldTrump/posts/116019511106186158> (最終アクセス日：2026年2月7日).
- (3) Barak Ravid, Dave Lawler, Marc Caputo and Colin Demarest, “U.S. and Russia Agree to Observe New START Nuclear Pact after Expiration,” *Axios*, February 5, 2026.
- (4) 軍備管理の定義に関しては、Thomas C. Schelling and Morton H. Halperin, *Strategy and Arms Control* (The Twentieth Century Fund, 1961); Hedley Bull, *The Control of the Arms Race: Disarmament and Arms Control in the Missile Age* (Weidenfeld and Nicolson, 1961); Donald G. Brennan, ed., *Arms Control, Disarmament, and National Security* (George Braziller, 1961)などを参照。
- (5) 米ソ(ロ)核軍備管理の動向については、戸崎洋史「核兵器の削減」日本軍縮学会編『軍縮問題入門(第5版)』東信堂、2025年、第1章などを参照。

- (6) U.S. Department of State, “Report to Congress on Implementation of the New START Treaty,” January 31, 2024.
- (7) “Meeting with Permanent Members of the Security Council,” Kremlin, September 22, 2025.
- (8) “Trump Renews Push for Denuclearization Talks with Russia and China,” *Reuters*, August 26, 2025.
- (9) Hans M. Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns and Mackenzie Knight-Boyle, “Chinese Nuclear Weapons, 2025,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 81, No. 2 (2025), pp. 135–160.
- (10) The U.S. Department of Defense (DOD), *Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2024*, December 2024, p. 101.
- (11) The Final Report of the Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States, *America’s Strategic Posture*, October 12, 2023.
- (12) Eric S. Edelman and Franklin C. Miller, “No New START,” *Foreign Affairs*, June 3, 2025; Greg Weaver, “Is Extending the New START Limits in the US National Security Interest?” Atlantic Council, December 22, 2025 などを参照。
- (13) The State Council Information Office, The People’s Republic of China, “China’s Arms Control, Disarmament, and Nonproliferation in the New Era,” November 27, 2025.
- (14) Michael Albertson, “Moving from the Abstract to the Concrete in U.S. Arms Control with Russia and China,” Michael Albertson, ed., *Aligning Arms Control with the New Security Environment* (Center for Global Security Research, Lawrence Livermore National Laboratory, 2024), p. 75.
- (15) Henrik Stålhane Hiim and Magnus Langset Trøan, “Hardening Chinese Realpolitik in the 21st Century: The Evolution of Beijing’s Thinking about Arms Control,” *Journal of Contemporary China*, Vol. 31, No. 133 (2022), pp. 86–100; Tong Zhao, *Political Drivers of China’s Changing Nuclear Policy: Implications for U.S.-China Nuclear Relations and International Security* (Carnegie Endowment for International Peace, 2024), pp. 43–44; Wu Riqiang, “Keeping Pace with the Times: China’s Arms Control Tradition, New Challenges, and Nuclear Learning,” *International Security*, Vol. 50, No. 1 (2025), pp. 116–117 を参照。
- (16) Hiim and Trøan, “Hardening Chinese Realpolitik in the 21st Century,” p. 99.
- (17) Andrew F. Krepinevich, Jr., “The New Nuclear Age,” *Foreign Affairs*, May/June 2022.
- (18) James M. Acton, “Escalation through Entanglement: How the Vulnerability of Command-and-Control Systems Raises the Risks of an Inadvertent Nuclear War,” *International Security*, Vol. 43, No. 1 (2018), pp. 67–82 などを参照。
- (19) George Perkovich, “No Losers: Making Arms Control Work,” Nadezhda Arbatova, George Perkovich, and Paul van Hooff, *The Future of Nuclear Arms Control and the Impact of the Russia-Ukraine War* (American Academy of Arts & Sciences, 2024), p. 38.
- (20) The State Council Information Office, The People’s Republic of China, “China’s Arms Control, Disarmament, and Nonproliferation in the New Era,” November 27, 2025.
- (21) “Statement by China,” Cluster 3 Special Issue, Third Preparatory Committee for the 2026 NPT Review Conference, May 7, 2025.
- (22) Brad Roberts, “The Next Chapter in US Nuclear Policy,” *Washington Quarterly*, Vol. 47, No. 2 (2024), p. 14.
- (23) Benjamin Ryan, “Why Russia Is Treating Arms Control Treaties as Bargaining Chips,” *Lawfare*, February 11, 2024; Nicholas Lokker, “In Russia’s Perceived War with the West, Arms Control Is Collateral Damage,” European Leadership Network, January 13, 2025. 他方で、ロシアにとって米国との核軍備管理は単なるカードにとどまらず、例えばウクライナ侵攻の継続や西側諸国からの制裁で財政的余裕のないなかで、新STARTの数的制限の維持により戦略核戦力を増強することなく米国との均衡を維持したいとの意図もある (Stephen Cimbala and Lawrence J. Korb, “Why Does Vladimir Putin Want to Restart Nuclear Arms Control?” *The National Interest*, September 26, 2025)。
- (24) “Statement by China,” Cluster 1, Third Preparatory Committee for the 2026 NPT Review Conference, May 2,

- 2025.
- (25) “Joint Statement of the Leaders of the Five Nuclear-Weapon States on Preventing Nuclear War and Avoiding Arms Races,” January 3, 2022.
 - (26) Mélanie Rosselet, “Nuclear Disarmament Dilemmas from the Perspective of the Ethics of Responsibility,” Brad Roberts, ed., *Morality and Nuclear Weapons: Practitioner Perspectives* (Lawrence Livermore National Laboratory, 2023), pp. 116–117.
 - (27) Corentin Brustlein, “Strategic Risk Reduction Between Nuclear- Weapons Possessors,” *Proliferation Papers*, No. 63, January 2021, p. 34.
 - (28) “Statement by Russia,” Cluster1, Second Preparatory Committee for the 2026 NPT Review Conference, July 25, 2024.
 - (29) Christian Ruhl, “Beijing Is Unavailable to Take Your Call: Why The US-China Crisis Hotline Doesn’t Work,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, June 24, 2024.
 - (30) Yun Sun, “Why China Won’t Talk with America’s Military: Beijing Sees Silence as Leverage,” *Foreign Affairs*, July 21, 2023.
 - (31) Mathieu Duchâtel, “The People’s Liberation Army and Crisis Management during Xi Jinping’s Second Term,” Roy D. Kamphausen, ed., *Modernizing Deterrence: How China Coerces, Compels, and Deters* (The National Bureau of Asian Research, 2023), p. 174.
 - (32) “Statement by the United States,” General Debate, Second PrepCom for the 11th NPT RevCon, July 22, 2024.
 - (33) 戸崎洋史「核兵器システムへの新興技術の導入——抑止・軍備管理への影響と課題」『広島平和科学』第46号、2025年3月、57–79ページなどを参照。
 - (34) “Readout of President Joe Biden’s Meeting with President Xi Jinping of the People’s Republic of China,” November 17, 2024.
 - (35) Joint Soviet-United States Statement on the Summit Meeting in Geneva, November 21, 1985.
 - (36) Nina Tannenwald, *The Nuclear Taboo: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons Since 1945* (Cambridge University Press, 2007).
 - (37) T. V. Paul, *The Tradition of Non-Use of Nuclear Weapons* (Stanford: Stanford University Press, 2009).
 - (38) Joseph S. Nye Jr., “Arms Control: Thirty Years On,” *Daedalus*, Vol. 120, No. 1 (1991), pp. 145–165; Robert Jervis, “Arms Control, Stability, and Causes of War,” *Political Science Quarterly*, Vol. 108, No. 2 (1993), pp. 239–253.
 - (39) Jeffrey A. Larsen, “An Introduction to Arms Control,” Jeffrey A. Larsen, ed., *Arms Control: Cooperative Security in a Changing Environment* (Lynne Rienner Publishers, 2002), p. 5.
 - (40) Hirofumi Tosaki, “Nuclear Arms Control and Disarmament Policy Under the Kishida Administration,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol. 8, No. 2 (2025), pp. 427–442などを参照。
 - (41) Brad Roberts, “Dealing with Moral Complexity in Nuclear Policy Making,” Roberts, ed., *Morality and Nuclear Weapons*, p. 31.